

燃油サーチャージ
含みます!

航空券 & ホテルの
自由なプラン!

福岡発着4/28.29.30出発限定

ゴールデンウィーク

フリーな台北4日間

全出発日 122,800円

まるごと台湾ガイドブック
プレゼント

華国(インペリアル)、馥敦南京館(フロン)、欧華(リビエラ)利用/2名1室利用/4日間/お一人様料金 ※国内空港施設使用料・国際観光旅客税・現地空港諸税は別途必要となります。

日次	スケジュール
1	福岡発 10:55 → CI111便 → 台北着 12:30 台北到着後、お客様ご自身にてホテルへ チェックイン(※) ★送迎プランご用意しております。 昼：×・夕：× 台北泊
2	ホテルにて朝食。 終日 自由行動 朝：○・昼：×・夕：× 台北泊
3	ホテルにて朝食。 終日 自由行動 朝：○・昼：×・夕：× 台北泊
4	ホテルにて朝食後、出発まで自由行動(ホテルは12時までご利用可) ホテルよりお客様ご自身にて空港へ(※) ★送迎プランご用意しております。 台北発 16:40 → CI111便 → 福岡着 20:00 朝：○・昼：×・夕：×

- 利用航空会社: チャイナ エアライン(CI/エコノミークラス利用)
 - 最少催行人員: 1名様
(1名様でご参加の場合は、別途1名1室利用追加料金が必要となります)
 - 利用ホテル(全てデラックスクラスになります)
4/28出発...華国大飯店(インペリアル)
4/29出発...馥敦南京館(フロン)
4/30出発...欧華酒店(リビエラ)
 - 食事: 朝食3回・昼食0回・夕食0回
- ※航空機・現地事情によりスケジュールが変更になる場合があります。
記載のフライトスケジュールは2019年3月1日現在のものです。
(※)空港～ホテル間の送迎は付いておりません。帰国の際はフライト出発時間の2時間前までに空港へ到着するようご移動願います。

★基本プラン★

空港到着後、空港バスやタクシー、空港鉄道(費用はお客様負担)を利用し、ご自身で移動するので他のお客様と一緒にいたり、ほかのホテルへの立ち寄りがありません!

★空港～ホテル間往復送迎プラン★
(2名様より催行/往路両管店・復路再両管店立寄り案内付)
言葉が心配でという方におすすめ!
日本語ガイド付き!
他都市発着のお客様と一緒にする場合もあります。

おひとり様: 5,000円

コース共通注意事項

- ★福岡空港施設利用料(大人970円/子ども490円)、国際観光旅客税(大人・子ども共に1,000円)、台湾空港諸税(NT\$500≒約¥2,000)は旅行代金に含まれません。お申込の販売店にご確認のうえお支払い願います。
- ★旅券(パスポート)の有効期限は日本出発日時点で滞在日数以上有効なものがが必要です。査証(ビザ)には不要です。これは日本国籍の方を対象としており、日本国籍以外の方は、ご自身にてご確認願います。

フリーな台北4日間/2名1室利用/旅行代金(お1人様) ※延泊不可 単位:円

出発日	利用ホテル	旅行代金	1名1室利用追加料金(1泊)
4/28(日)	華国(インペリアル)	122,800	9,500
4/29(月)	馥敦南京館(フロン)		
4/30(火)	欧華酒店(リビエラ)		

旅行条件(要約)

- 旅行条件の内容はパンフレットのほか、別途お渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び観光許可による当社旅行業約款(旅行契約の部)によります。取引条件説明書及び契約書面の一部(以下、旅行条件書)は旅行契約締結の際、必ずお受け取り下さい。
- ここに記載の無い事項は当社旅行業約款(旅行契約の部)によります。
- 旅行のお申込み
1. 当社所定の旅行申込書(確定事項)を記入しお申込み金をお支払いいただきます。お申込みは旅行代金、取送料または送迎料とそれぞれ一部として充当いたします。
- 旅行契約の成立時期
旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第1項のお申込み金を受領したときに成立するものとします。
- お支払対象旅行代金(標準旅行代金)
1. 「お支払対象旅行代金」とは、申込金・取送料・送迎料・変更補償金の計算基準となる旅行代金のことです。募集広告またはパンフレットに旅行代金として表示した金額(プラス追加料金として表示した金額)または「引当金」として表示した金額をいいます。
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して遡って21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日より起算して遡って21日目に当たる日より前に、全額お支払いの当社が指定する期日まで全額お支払いいただきます。
- 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した航空運賃、船賃・鉄道運賃等、旅行日程に明示した送迎バスなどの料金、(この運賃料金は、運賃機関に課す付加運賃・料金(原価)の水準の異なる場合)に於いて、一定の期間及び一定の条件下に限りかかる旅行者に一律課されるもの(以下同様とします)を含みません。旅行日程に明示した観光等に使用するバスの料金・入場料等、宿泊料金・税・サービス料(2人部屋をお一人様の利用が標準、食事料・税・サービス料、団体行動中のチップ、添乗員コースの高乗員同行費用、なおこれらの諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくて差し支えありません。
- 旅行代金に含まれないもの
日程表に含まれない旨を明示した旅行日程中に必要な海外の空港施設使用料・日本国内の空港施設使用料・運送機関に課す付加運賃・料金・超過手荷物料金・クリーニング代、電報電話料・ホテルのキー・メイドへのチップ・その他追加飲食等個人的性質の諸費用に伴うタクシー・バス料・渡航手続き費用・オプションツアー等の代金・国内旅行における障害・疾病に関する医療費、日本国内におけるご自宅から空港までの交通費、宿泊費・羽田伊丹線由となった場合の羽田～伊丹、伊丹～関空の地上交通費・日本国内での宿泊・後発が必ず必要な宿泊費・日本国内で予約がとれない場合や天候ややむを得ず他の交通機関をご利用いただく場合の地上交通費
- 旅行契約の解除・取消料
旅行契約はいつでもお決めする取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。但し、特定日と特定日以外で取消料が異なる場合がございますのでご注意ください。
2. 当社の解除権(お客様が弊社の規定する期日まで旅行代金を支払わない時)お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないこと

お申し込みの際は、旅行条件書の全文をお読みください。

- どが明らかになったときお客様が病気その他の事由により当該旅行に附せられないと認められた時お客様がお客様に送達を及ぼすまたは団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められた時お客様がインプレットに記載した最少催行人数に満たない時(この場合は4/27～5/6・7/20～8/31・12/20～1/7に旅行開始するときは旅行開始日の前日から起算して33日目に当たる日より前に、またそれ以外の期間に旅行開始するときは旅行開始日の前日から起算して28日目に当たる日より前に旅行中止のご通知をいたします)。また⑥を目的とする旅行における降雪量不足のように当社が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき、7.天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載事項が実施不可能となるおそれが極めて大きいとき、当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から送迎料を差し引いて払い戻し致します。
- | 契約解除の理由 | 取消料 |
|---|---|
| 旅行開始日の前日より遡って、40日目に
当たる日以降～31日目に当たる日まで | 1.特定日(4/27～5/6・7/20～8/31・12/20～1/7)
旅行代金の10% |
| 旅行開始日の前日より遡って、30日目に
当たる日以降～3日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| 旅行開始日の前日より遡って、21日目に
当たる日より前に | 旅行代金の50% |
| 旅行開始日より遡って21日目に
当たる日より前に | 旅行代金の100% |
- 当社の責任は免除
1. 当社は旅行契約履行に当たり、当社又は当社の手配代行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償するに任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内の通知があったときに限ります。また、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令・出入国入国規制・伝染病(以下「不可抗力」)による損害の発生・食中毒・盗難等。
2. 上記の不可抗力に発生した前項の損害については、同行の規定に限らず、損害発生の日から起算して21日以内に通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償いたします。
- 特別補償
当社はお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命・身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行契約(特別補償規定の部)別紙により一定の補償金及び見舞金を支払います。
- 旅程保証
旅行契約内容(以下)に明示する重要な変更が行われた場合は当社旅行代金(募集型企画旅行契約の部)の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1～5%に相当する金額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について変更補償金の額は1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
1. 旅行開始日は旅行開始日の変更
2. 入場する観光地・観光施設その他の目的の変更
3. 運送機関の等級又は乗車設備の変更
4. 運送機関の種別又は乗車設備の変更
5. 本邦内の旅行開始地と空港又は旅行終了地と空港の異なる便の変更
6. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更
7. 宿泊機関の種別又は名称の変更
8. 宿泊機関の客室の種別・設備又は客観の変更
9. ツアー途中に記載があった事項の変更
- その他
1. 上記の旅行代金は2019年5月1日の運賃・料金を基準として、2. 当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。3. 子ども料金は旅行開始日当日を基準に、2歳以上、12歳未満の方に適用します。幼児代金は旅行開始日を基準に、満2歳未満で航空機座席を使用しない方に適用します。
4. 旅行契約期間は、パンフレットに明示した発着空港または国際発着地から出発～帰着の期間に限ります。

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難などに
などに備えて、海外旅行保険に必ず加入されることをおすすめします。

旅行企画・実施
株式会社 リッツインターナショナル
International Inc.

観光庁長官登録旅行業 第1640号
〒810-0001 福岡市中央区天神3-4-5 ビジロビル5階
(社)日本旅行業協会 国際連合協会
(JATA)正会員 (IATA)公認代理店

お申し込み・お問合せは(受託販売)

旅行業務管理者とは、お客様の旅行を取り扱う業務所での取引に責任を負う責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があればご連絡ください。上記取扱管理者までお問い合わせください。